

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北本東間店

埼玉県北本市東間五丁目五十三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 建設場所は、市立北小学校及び宮内中学校の学区内であり、付近は、児童・生徒の居住地でもある。さらに、大型車両等の通行する道路が学区及び通学路となっている。ゆえに、大型車両の出入りについては小・中学校の児童生徒に係る登下校時と休日も含め、誘導員を配置するなどして十分に安全確保について配慮すること。
  - ・ 工事車両等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を呼びかける標示を設置する等、十分に安全確保について配慮すること。
- 事前に、通学路となっている北小学校と宮内中学校へは、工事の計画等周知すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十七年六月三十日から平成二十七年七月三十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター